

第 1 概 要

1 目 的

当センターは、障害者に対するリハビリテーション活動の県域の中核施設として、相談・判定から医療・職業訓練・社会復帰までの総合的なリハビリテーションを実施するとともに、リハビリテーションの技術向上を図るための研究・研修事業を実施し、障害者の福祉向上を目指しています。

2 設置・運営

埼玉県

3 センターの理念

私たちは、利用者の皆様が、その人らしい自立した生活ができるよう、良質で信頼される医療・福祉の提供に努めます。

(1) 診療部の理念

私たちは、患者様ができる限り健康を回復し、より自立した生活が送れるよう、説明と同意に基づいて、安全な医療の提供に努めます。

(2) リハビリテーション部の理念

私たちは、患者様にとって、最も必要なことは何かを、ご本人および家族とともに考え、地域において少しでも生活しやすいように良質なリハビリテーションの提供に努めます。

(3) 看護部の理念

患者様とともにリハビリテーションのゴール（目標）を目指し、できるかぎりの自立を支援し、安全で質の高い看護を提供します。

4 センターの基本方針

私たちは、埼玉県総合リハビリテーションセンターの理念を踏まえ、次の基本方針のもとに職員一人ひとりが真心をもって、最適なサービスを提供していきます。

(1) リハビリテーションの県内の中心施設として、更生相談から医療、職能訓練、社会復帰までの総合的なリハビリテーションを実施します。

(2) 医療機関、福祉施設などの関係機関と連携を図り、地域におけるリハビリテーションを積極的に支援します。

(3) 利用者の権利を尊重し、常に療養や訓練などの環境整備に努め、利用者の立場に立った医療・福祉サービスを提供します。

(4) 病院部門は、専門のスタッフによるチーム医療により、回復期を中心に最適なりハビリテーションを実施し、全ての患者に対して質の高い医療を提供します。

(5) 福祉部門は、利用者一人ひとりの個性と可能性を大切に、障害のある人の自立と社会参加を支援するため最適な相談・訓練と潤いのある生活環境を提供します。

5 沿革

昭和 57 年 3 月

障害者リハビリテーションセンター開所

身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所、身体障害者更生施設（80 名）、医科診療所（19 床）
歯科診療所で発足

（診療科目：内科、精神科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科）

昭和 59 年 10 月

身体障害者更生相談所、後保護所指導所を統合

肢体不自由者更生施設（30 名）、内部障害者更生施設（30 名）開所

平成 3 年 10 月

新病棟建設工事着工

平成 5 年 10 月

新病棟完成

平成 6 年 3 月

リハビリテーション病院（79 床）暫定開所

（診療科目：整形外科、理学療法科、内科、精神科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科）

埼玉県総合リハビリテーションセンターに名称変更

平成 6 年 7 月

リハビリテーション病院（120 床）全床開所

更生施設部門の定員増（140 名から 150 名）

重度身体障害者更生援護施設（70 名）、肢体不自由者更生施設、内部障害者更生施設（60 名）

視覚障害者更生施設（20 名）

平成 10 年 7 月

麻酔科を標榜 計 9 診療科となる

平成 12 年 9 月

県リハビリテーションセンター支援センターに指定される

平成 15 年 2 月

診療科目の変更 麻酔科廃止 計 8 診療科となる

平成 15 年 4 月

更生施設部門の再編

重度身体障害者更生援護施設と肢体不自由者更生施設を統合、内部障害者更生施設を廃止

肢体不自由者更生施設（入所 80 名）、視覚障害者更生施設（入所 10 名）

厚生労働省認定健康増進施設を開設

平成 19 年 4 月

社会復帰・訓練支援部門（障害者社会復帰・訓練支援センター）の設置

障害者福祉施設の転換支援機能

障害者支援施設

自立訓練（機能訓練）（50 名）、自立訓練（生活訓練）（10 名）、就労移行支援（50 名）、

施設入所支援（90 名）

平成 20 年 4 月

診療科目の変更 内科から神経内科へ変更

平成 21 年 3 月

診療科目の変更 精神科から神経・精神科へ変更

平成 21 年 5 月

診療科目 循環器内科、麻酔科を標榜 計 10 診療科となる

平成 22 年 4 月

セカンドオピニオンの受付を開始

平成 22 年 10 月

障害者支援施設

自立訓練（機能訓練）（40 名）、自立訓練（生活訓練）（20 名）、就労移行支援（50 名）、
施設入所支援（90 名）

平成 23 年 4 月

高次脳機能障害者支援センターの設置

平成 27 年 4 月

脳神経外科を標榜 計 11 診療科となる

平成 30 年 4 月

障害者支援施設

自立訓練（機能訓練）（40 名）、自立訓練（生活訓練）（20 名）、就労移行支援（30 名）、
施設入所支援（90 名）

平成 30 年 11 月

就労定着支援のサービス提供を開始

平成 31 年 4 月

診療科目の変更 神経内科から脳神経内科へ変更

令和 3 年 4 月

診療科目の変更 眼科、耳鼻咽喉科廃止 計 9 診療科となる

6 施設内容

(1) 相談・判定部門

身体障害者更生相談 知的障害者更生相談

(2) 医療部門

リハビリテーション病院（120 床）

診療科目 整形外科 リハビリテーション科 脳神経内科 脳神経外科 神経・精神科 泌尿器科
歯科 麻酔科 循環器内科

(3) 社会復帰・訓練支援部門

障害者支援施設 自立訓練（機能訓練）（40 名） 自立訓練（生活訓練）（20 名）
就労移行支援（30 名） 施設入所支援（90 名）

短期入所（2 名）

就労定着支援

就労移行支援事業所等に対する事業所支援機能

(4) 健康増進部門

健康増進施設

(5) 関連部門

リハビリテーション工学

補装具製作施設

身体障害者手帳・療育手帳の交付

リハビリテーションに関する専門研修

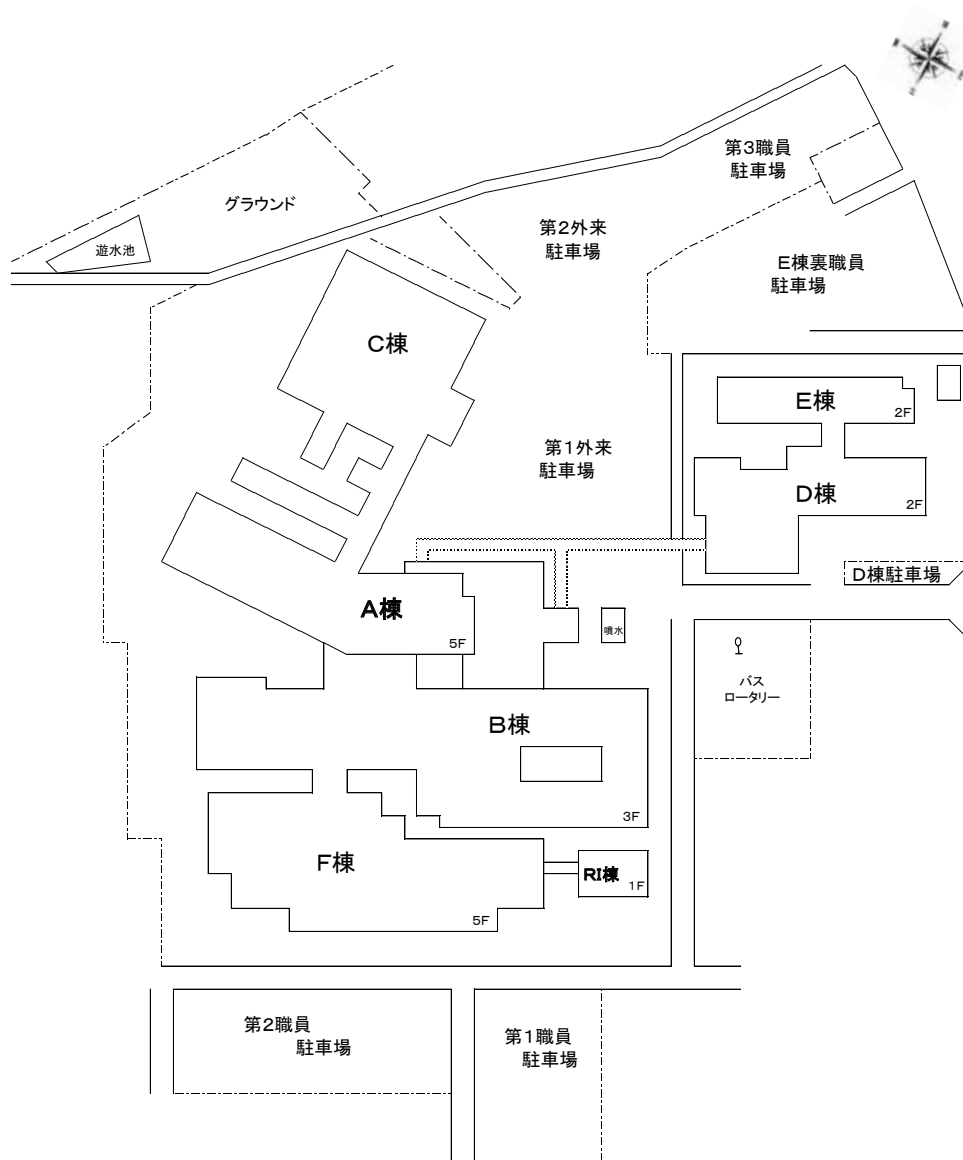
(6) 高次脳機能障害者支援センター

7 施設規模

(1) 敷地面積

40,713.24 m²

(2) 敷地配置図



(3) 建物面積

延 32,806.32 m²

A棟	地上5階、地下1階	9,493.73 m ²
B棟	地上3階	4,079.69 m ²
C棟	地上1階、地下1階	2,600.13 m ²
D棟	地上2階、地下1階	2,305.12 m ²
E棟	地上2階	1,463.48 m ²
F棟	地上5階、地下1階	10,536.05 m ²
スロープ棟	地上5階、地下1階	1,549.86 m ²
RI棟	地上1階	180.00 m ²
その他（車庫等）		598.26 m ²

(4) 建物内配置図

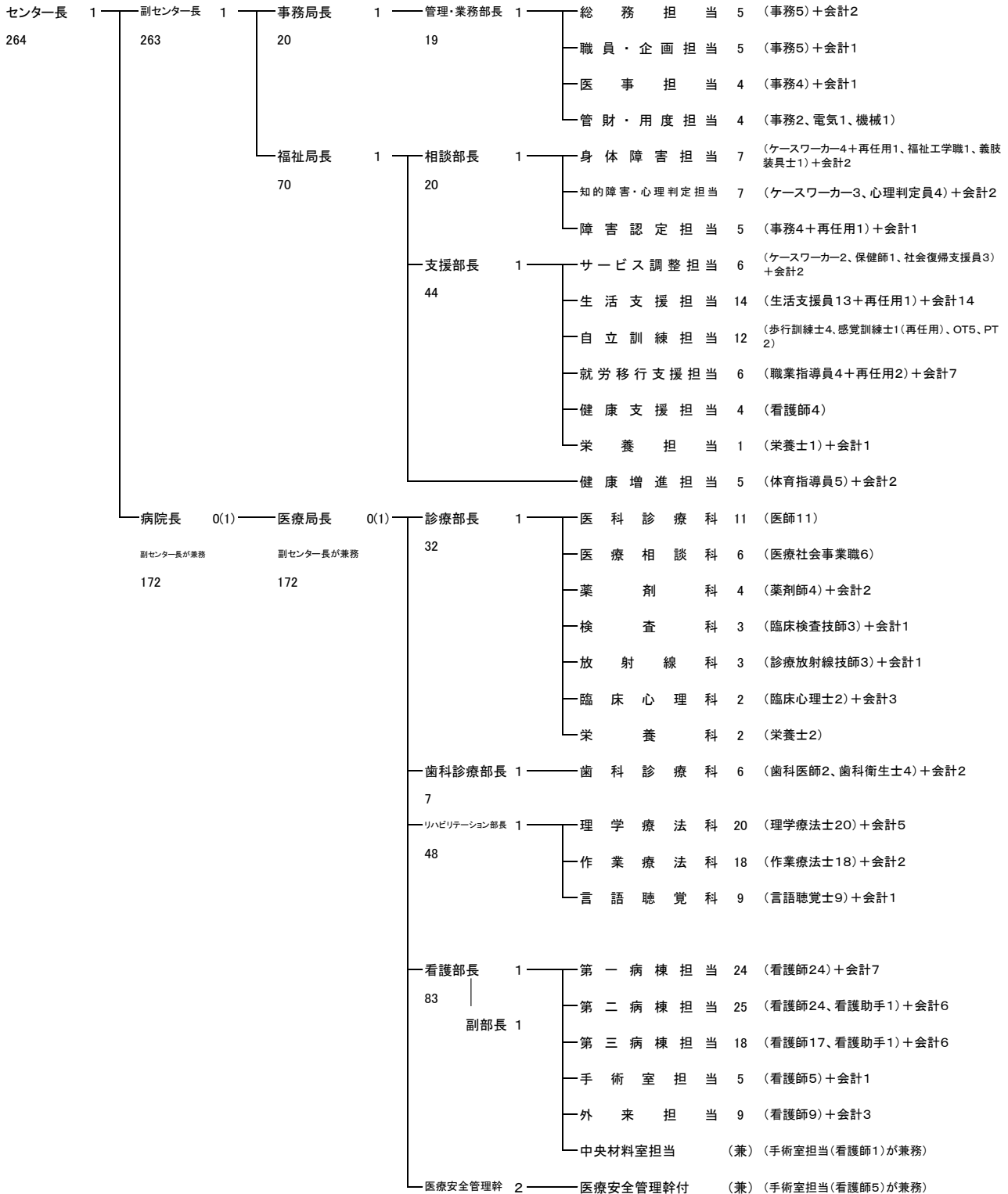
	A棟	B棟	C棟	D棟	E棟	F棟	R I棟
R F							
5 F	障害者支援施設（居室）					病室	
4 F	障害者支援施設（居室）					病室	
3 F	障害者支援施設（居室）	高次脳機能障害者相談室 リハビリテーション部スタッフルーム 会議室				病室	
2 F	障害者支援施設（居室）	センター長室 管理・業務部事務室 会議室 相談部事務室 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所		障害者支援施設		手術室 副センター長室 部長室 医局	
1 F	総合受付 理学療法室 作業療法室 歯科診療室 言語聴覚療法室	各診察室 医療相談室 地域連携・入院支援室 高次脳機能障害者支援センター	体育館	障害者支援施設		薬局 各検査室 栄養相談室 相談室 厨房	受付 操作室 汚染検査室 体外計測室 排水処理室
B 1 F	食堂 売店 理容室 厨房 機械室		プール			機械室	

8 センターの組織

令和3年度 埼玉県総合リハビリテーションセンター組織図（定数）

令和3年4月1日現在

定数264人(258人+再任用6人) 会計年度任用職員75人



※定数外職員として、医療経営管理幹(1名)、医療経営管理幹付(1名)が在職している。

9 予算・決算

(1) 令和2年度決算額

(千円)

	項目	決算額		項目	決算額
	歳 入	国庫支出金		0	歳 出
使用料・手数料		1,581,410	総合リハビリテーションセンター 病院部門機能強化 事業	125,223	
財産収入		16,339	総合リハビリテーションセンター 体制整備費	1,271	
諸収入		179,969	自立支援施設費	201,349	
県債		213,000	高次脳機能障害者を社 会全体で支えるシステ ムの構築事業	10,134	
一般財源		△549,533	リハビリテーションセンター 相談費	16,995	
			備品整備費	78,869	
			福祉部・社会福祉総 務費・給与費	143,939	
合計		1,441,245	合計	1,441,245	

(2) 令和3年度予算額

ア 一般会計

(千円)

	項目	当初予算額		項目	当初予算額
	歳 入	国庫支出金		2,674	歳 出
使用料・手数料		73,161	リハビリテーションセンター 相談費	46,666	
財産収入		11,566	高次脳機能障害者を社 会全体で支えるシステ ムの構築事業	14,527	
諸収入		502	自立支援施設費	253,596	
一般財源		4,102,714	福祉部・社会福祉総 務費・給与費	80,204	
合計		4,190,617	合計	4,190,617	

イ 病院事業会計

令和3年度から病院部門は、一般会計からの繰入金、給与費、減価償却費等を含めた公営企業会計に移行した。

(千円)

区 分		金 額
収 益 的 収 支 (3 条)	病院事業収益	5,159,814
	医業収益	1,742,900
	医業外収益	2,366,281
	うち負担金交付金※	1,987,319
	特別利益※	1,050,633
	病院事業費用	4,817,428
	医業費用	3,710,579
	医業外費用	51,216
	特別損失	1,050,633
	予備費	5,000
	収益的収支差	342,386
資 本 的 収 支 (4 条)	資本的収入	836,672
	企業債	79,000
	他会計負担金※	397,672
	他会計出資金※	360,000
	資本的支出	478,948
	建設改良費	82,553
	企業債償還金	396,395
	資本的収支差	357,724
総予算 (3条+4条)		5,296,376

※一般会計からの繰入金 (3,795,624 千円)

10 部門別の収支概況

(1) 令和元年度・令和2年度の収支額

(千円)

部 門	元年度			2年度		
	収 入	支 出 (うち人件費)	収支比率	収 入	支 出 (うち人件費)	収支比率
病院部門	1,627,893	2,966,304 (1,831,545)	58%	1,651,667	3,071,913 (1,855,312)	54%
施設部門	186,415	689,950 (462,522)	27%	145,743	648,622 (436,400)	23%
相談部門	275	187,150 (158,299)	-	792	188,752 (162,662)	-
合 計	1,892,081	3,843,404 (2,452,366)	-	1,798,201	3,909,286 (2,454,374)	-

- 注
- ・ 令和2年度までの総合リハビリテーションセンターの予算・決算は、一般会計で行っており、常勤職員の人件費が含まれていない。
 - ・ このため、一般会計部門の人件費の推計額を含めて部門別に区分した試算値である。
 - ・ 総合リハビリテーションセンター費予算以外の予算事業の執行額を含む。
 - ・ 収入は現年度の調定額である。

1 1 委員会・会議の設置状況

(1) 委員会の設置状況

No	記録の 保管	名称	目的	委員長	構成メンバー	開催数
1	総務	図書室運営委員会	図書室の運営方法、備品図書の購入等について協議する。	センター長の指名する者	各部の長に選任された者	随時
2	総務	個人情報保護委員会	保有個人情報の管理に万全を期し、センターの適切かつ円滑な運営を図りつつ、センター利用者の権利利益を保護する。	事務局長	各局長、各部長、健康増進担当部長	随時
3	総務	実習生受入検討委員会	センターでの実習を希望する実習生の受入諾否を検討する。	事務局長	各部長、実習生受入セクションの長	随時
4	職員・企画	経営改善対策委員会	センターの経営改善について調査、分析、検討を行い、経営健全化を図る。	センター長	センター長、医療経営管理幹、副センター長、各局長、医療安全管理幹、各部長	年4回
5	職員・企画	ホームページ運営委員会	ホームページの運営管理について必要な事項を定める。	管理・業務部長	管理・業務部長、各部の長に選任された者	随時
6	職員・企画	センターだより編集委員会	センター広報誌の企画に際して、意見を広く集約し誌面に反映させる。	管理・業務部長	管理・業務部長、各部の長に選任された者	年4回
7	職員・企画	ボランティア推進委員会	ボランティアの受入に関し、センター長の方針決定に資する。	事務局長	事務局長、管理・業務部長、支援部長、看護部長、職員・企画担当課長、事務局長が指定した者	随時
8	職員・企画	研修事業等検討委員会	センターが行う研修事業の企画、立案を行う。	事務局長	各部から推薦された者	随時
9	職員・企画	倫理委員会	入所者処遇、訓練、医療及び医学研究等が倫理に照らして適正かどうかを審査する。	医療局長	副センター長、各局長、各部長、リハビリテーション部技師長、職員・企画担当課長、学識経験者	随時
10	職員・企画	安全委員会	センター内の事故防止対策を協議し、もってセンター運営における安全性の向上を図る。	センター長	センター長、副センター長、各局長、医療安全管理幹、各部長、リハビリテーション部技師長、職員・企画担当課長、健康増進担当部長、生活支援担当課長、医療安全管理推進室長、医療安全管理者	年3回
11	職員・企画	衛生委員会	職員の危険及び健康障害の防止ならびに健康の保持増進を図るための基本的対策について調査審議する。	センター長	センター長、衛生管理者、健康管理医、職員の過半数を代表する者の推薦に基づき所属長が指名する者	月1回
12	職員・企画	施設事故調査委員会	センターで発生した重大施設事故について、調査及び事実の把握を行い、その原因を分析し、もって再発防止対策に資する。	委員の互選により定められた者	事務局長、福祉局長、管理・業務部長、支援部長、医療安全管理幹、サービス調整担当課長、自立支援担当副技師長、就労移行支援担当部長、健康支援担当師長、栄養担当科長、健康増進担当部長、職員担当課長、その他センター長が必要と認める職員	随時
13	職員・企画	医療事故調査委員会	センターにおいて発生した重大医療事故の調査・事実の把握を行い、その結果を科学的に分析することで、原因を探索し、対策を立てることによって、医療安全の推進及び医療の質向上を図る。	安全対策・医療事故分析の有識者である外部委員	安全対策・医療事故分析の有識者である外部委員、当該医療事故の専門医である外部委員、法律家である外部委員、その他当該医療事故の調査に必要と考えられる外部委員、医療安全管理幹、医療安全管理者、医療安全管理推進室看護部委員、安全委員会事務局委員、その他委員長が指定した者	随時
14	医事	病院感染防止対策委員会	主として病院部門における感染性微生物や細菌による患者及び職員への感染を防止し、衛生管理の万全を期する。	病院長	センター長、病院長、事務局長、感染管理医師、感染管理看護師、衛生管理者、検査科・薬剤科・リハビリテーション部・看護部・支援部・歯科診療部・相談部・手術室・健康支援担当・健康増進担当の代表者	月1回
15	医事	保険委員会	保険診療に係る諸問題の協議及び適正な診療報酬の確保を図る。	医療局長	医療局長、各診療科医師、看護部長、リハビリテーション部技師長、検査科技師長、栄養科長、放射線科長、臨床心理科担当課長、医療相談科担当課長、薬剤科長、医事担当課長	随時
16	医事	病歴委員会	病歴の適正な管理、運用を図る。	医療局長	医療局長、各診療科医師、管理・業務部長、看護部副部長、看護師長、診療部各科職員、医事担当職員	随時
17	医事	診療運営委員会	入院診療等に関する運営状況の分析・検討及び連絡・調整	医療局長	医療局長、歯科診療部長、診療部副部長、各病棟医長、外来医長、看護部長、看護部副部長、各看護師長、技師、リハビリテーション部技師長、理学療法科長、作業療法科長、言語聴覚科長、栄養科技師長、医事担当課長、管理・業務部長	月1回
18	医事	褥瘡対策委員会	センターに入院している患者、施設に入所している入所者及び通院している患者を対象に褥瘡の予防と褥瘡発生時の早期治療を旨とした褥瘡対策を図る。	専任医師	専任医師、専任看護師、各セクション看護師、薬剤師、管理栄養士、医事担当職員、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師	月1回
19	医事	質向上委員会	医療の質、接遇を含めた患者サービス及び院内環境の向上を図る。	医療局長	医療局長、診療部副部長、整形外科医長、循環器内科医長、看護部長、看護部副部長、リハビリテーション部技師長、薬剤科長、放射線科長、検査科長、臨床心理科長、管理・業務部長、医事担当課長	随時

No	記録の 保 管	名称	目的	委員長	構成メンバー	開催数
20	医事	情報システム委員会	情報システムの適正な運用を図る。	医療局長	医療局長、管理・業務部長、歯科診療部長、リハビリテーション部技師長、看護部長	随時
21	医事	コーディング委員会	標準的な診断及び治療方法について院内の周知を徹底し、適切なコーディングを行う体制を確保する。	医療局長	医療局長、診療部長、医療安全管理幹、歯科診療部長、各診療部副部長、歯科診療部副部長、看護部長、各医長・医員、薬剤科長、診療記録管理者、医事担当課長	随時
22	管財・用度	医療ガス安全管理委員会	医療ガス設備の管理及び安全確保を図る。	医療局長	医療局長、歯科診療部長、麻酔医、薬剤科長、手術室担当師長、管理・業務部長、管財・用度担当職員	年1回
23	管財・用度	防災対策委員会	センターの防災対策等に関することを調査審議する。	事務局長	各局長、管理・業務部長、相談部長、支援部長、歯科診療部長、リハビリテーション部技師長、看護部長、管財・用度担当職員	随時
24	管財・用度	契約業者等選定委員会	センターが執行する100万円以上の業務の契約に当たり、適正な業者等の選定を行う。	事務局長	事務局長、管理・業務部長、総務担当課長、医事担当課長、職員・企画担当課長、管財・用度担当課長	随時
25	管財・用度	備品選定委員会	100万円以上の備品の購入時に必要な事項（銘柄の選定など）を審議する。	事務局長	各局長、各部長、総務担当課長、管財・用度担当課長	随時
26	管財・用度	賃貸業者選定委員会	機器等の賃借契約の方法及び業者選定について必要事項を審議する。	事務局長	事務局長、管理・業務部長、総務担当課長、医事担当課長、職員・企画担当課長、管財・用度担当課長	随時
27	管財・用度	業務委託等検討委員会	業務委託等の契約業務が適正に執行されるよう審議する。	事務局長	事務局長、管理・業務部長、総務担当課長、医事担当課長、職員・企画担当課長、管財・用度担当課長	随時
28	管財・用度	医療廃棄物委員会	センターから排出される医療廃棄物の適正な管理及び処理に関し必要に応じて審議する。	センター長	センター長、副センター長、事務局長、福祉局長、管理・業務部長、相談部長、支援部長、歯科診療部長、リハビリテーション部技師長、看護部長	随時
29	管財・用度	診療材料等検討委員会	センターが使用する診療材料等の適正な取扱い及び新規診療材料等の購入決定について審議する。	医療局長	医療局長、センター長の指定する者（医師4名、看護師2名、薬剤師1名、臨床検査技師1名、放射線技師1名、管理・業務部職員3名）	年4回
30	障害認定	障害程度審査委員会	身体障害者手帳の障害程度の認定にあたり、専門医による医学的審査を経て適正な認定を行う。	センター長	各科専門医	随時
31	薬剤	薬事委員会	センターの使用する医薬品の適正な取扱いを図る。	医療局長	医療局長、センター長の指定する者（医師5名、看護師1名、管理・業務部2名、薬剤師1名）	年4回
32	栄養	栄養委員会	センターの栄養業務の円滑かつ効率的な運営を図る。	診療部長	診療部長、支援部長、生活支援担当課長、病棟看護師長、健康支援担当看護師長、栄養科長（栄養担当副技師長）、管理栄養士	月1回
33	リハビリ テーション 部	リハビリテーション部運営委員会	リハビリテーション部の運営の適正かつ円滑な推進を図る。	リハビリテーション部技師長	リハビリテーション部技師長、リハビリテーション部役付職員、医事担当課長、医療相談科長、看護部副部長	月2回
34	看護部	クリニカルパス委員会	センター病院部門のクリニカルパス導入の推進を図る。	医療局長	医療局長、医局代表、看護部代表、病棟・手術室看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	年2回
35	看護部	手術室運営委員会	センターにおける手術・麻酔を安全かつ効率的に運営するために必要な事項の検討を行う。	麻酔科医長	麻酔科医長、整形外科医師、脳外科医師、歯科医師、手術室看護師長、手術室看護師、第一病棟看護師長	月1回

(2) 会議の設置状況

No	記録の保管	名称	目的	構成メンバー	開催数
1	職員・企画	運営協議会	センターの運営について協議するとともに、関係機関との密接な連携を図り、センターの適切な運営に資する。	学識経験者、埼玉県医師会推薦者、埼玉県歯科医師会推薦者	年1回
2	職員・企画	連絡協議会	地域医療機関との密接な連携を図り、地域医療の充実に資する。	埼玉県上尾市医師会の推薦する地域医療機関の医師、センター長、副センター長、事務局長、福祉局長、管理・業務部長	年1回
3	職員・企画	運営管理会議	センター運営の具体的事項を審議し、センター長の運営方針決定に資する。	センター長、医療経営管理幹、副センター長、事務局長、福祉局長、管理・業務部長、相談部長、支援部長、診療部長、歯科診療部長、リハビリテーション部技師長、看護部長、医療安全管理幹	月1回
4	職員・企画	職員連絡会議	センター長からのセンター運営にかかる具体的方針の指示、伝達、所掌業務推進上の改善意見の具申、その他必要事項を検討する。	全職員	年4回
5	職員・企画	緊急時対応対策部会	センターの障害者支援施設及び健康増進施設部門における安全管理を推進するため、安全委員会の同施設部門に係る部会として設置する。	医療安全管理幹、医師(1名)、看護師(支援部1名、看護部2名)、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のうちいずれか1名、事務(1名)、その他部会長が指定する者、薬剤師(1名・特務委員)、必要な部門の安全推進員(臨時委員)	随時
6	職員・企画	センターまつり本部事務局	センターまつり全体の企画、運営案を作成するとともに、当日の本部機能を担う。	事務局長、管理・業務部5名、相談部2名、支援部3名	随時
7	医事	医療局会議	医療局における具体的方針の指示、伝達、所掌業務推進上の改善意見の具申、その他必要事項を検討する。	医療局長、診療部長、歯科診療部長、看護部長、看護部副部長、リハビリテーション部技師長、各医長・医員、各診療科の長、管理・業務部長、医事担当課長、各師長、担当課長	月1回
8	医事	医療安全管理推進部会	病院部門の医療安全管理に関する承認・議決を行う	医療局長、医療安全管理幹、医療安全管理推進室長、診療部長、歯科診療部長、リハビリテーション部技師長、看護部長、医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医事担当	月1回
9	医事	医療安全管理推進室	医療安全管理推進のための企画・提案・計画、事例の分析検討、対策立案及びそれらの評価を行う	医療安全管理推進室長、医療安全管理責任者、安全推進員(医局、歯科、薬剤科、検査科、放射線科、栄養科、リハビリテーション部)、看護部医療安全感染対策委員会委員長、医事担当	週1回
10	医事	医事業務定例打合せ	医事業務の円滑な遂行のための、委託業者との連絡調整	医事担当職員、委託業者常駐職員、委託業者職員	月1回
11	医事	情報システム運用管理業務定例打合せ	情報システム運用管理業務の円滑な遂行のための、委託業者との連絡調整	医事担当職員、委託業者常駐職員、委託業者職員	月1回
12	管財・用度	医療機器安全管理対策部会	医療機器の安全管理について、必要に応じて検討を行う	医療機器安全管理責任者、医療安全管理者、安全推進員(医局)、安全推進員(歯科)、安全推進員(薬剤科)、安全推進員(検査科)、安全推進員(放射線科)、安全推進員(栄養科)、安全推進員または技師長(リハビリテーション部から1名)、安全推進員(看護部から1名)、事務局担当者(管財・用度担当)	随時
13	身体障害	更生相談判定会議(身体障害)	市町村長がセンター長に求めた身体障害者の更生相談の判定に関し審議する。	センター長、診療部医長、福祉局長、相談部長、関係スタッフ	随時
14	身体障害	特例補装具審査会	特例補装具費の支給の必要性等について、専門的、技術的検討を加え、適正な判定を行う。	センター長、診療部医長、福祉局長、相談部長、関係スタッフ、県障害者福祉推進課職員、市町村代表	年4回
15	知的障害	知的障害者関係指定障害者支援施設等入所調整会議	知的障害者を主な利用対象としている指定障害者支援施設等の入所に係る市町村間の調整を実施することによって、その利用が公平かつ公正に行われることを目的とする。	センター長、福祉局長、相談部長、さいたま市障害者更生相談センター職員、児童相談所職員、市町村の知的障害福祉担当者、知的障害者更生施設代表、知的障害者の保護者代表	年1回
16	知的障害	更生相談判定会議(知的障害)	市町村長がセンター長に求めた知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関し審議する。(主に、療育手帳の判定に関するもの)	センター長、福祉局長、相談部長、身体障害担当部長、知的障害・心理判定担当部長、身体障害担当課長、知的障害担当課長、身体障害福祉司、知的障害福祉司、医師、心理判定員、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士、視能訓練士、保健師及び看護療士のうち福祉局長が指定した者	随時
17	サービス調整	高次脳機能障害者支援センター運営会議	高次脳機能障害者支援センターの支援方針の検討、各セクション間の連絡調整、部会の取り組み状況管理、その他支援実施について必要な事項の検討を行う。	支援センター長、事務局長、福祉局長、医療局長、支援部長、サービス調整担当・生活支援担当・自立訓練担当・就労移行支援担当・健康増進担当・医療相談科・臨床心理科・理学療法科・作業療法科・言語聴覚科・看護部の各担当から選出された者	随時
18	サービス調整	利用調整会議	センターの障害者支援施設の利用の適否について審議する。	福祉局長、支援部長、サービス調整担当・生活支援担当・自立訓練担当・就労移行支援担当・健康支援担当の担当課長、福祉局長が指定した者	適宜
19	サービス調整	施設運営会議	センターの障害者支援施設の円滑な運営を図る。	福祉局長、支援部長、支援部各担当の長	月1回
20	サービス調整	個別支援計画会議	センターの障害者支援施設の利用者(入所又は通所者)の個別支援計画を作成する。	サービス調整担当・自立支援担当・就労支援担当・生活支援担当・健康支援担当・栄養担当及び健康増進担当の担当者	各利用者につき3月毎
21	健康支援	施設安全管理推進部会	施設におけるインシデント及びアクシデントレポートについての調査、分析、検討を行い、対策を講じ事故防止を図る。	福祉局長、支援部長、支援部各担当の担当課長、栄養部技師長、健康支援担当看護部長、健康増進担当課長	月1回
22	医療相談	入院・患者サポート等調整会議	入院予約者の適否を検討し、病棟入院患者の決定を適正に行う。要望・苦情等についてカンファレンスを行う。	センター長、副センター長、医療局長、診療部長、歯科診療部長、看護部長、リハビリテーション部技師長、医療相談科長、各病棟・外来看護師長、薬剤科長、栄養科技師長、職員担当課長、医事担当課長	週1回
23	栄養	N S T	多職種が連携して患者個々の栄養アセスメントや適正な栄養療法の提言を行い、栄養状態の改善及び治療効果の向上を図る。	副センター長、医師、歯科医師、各病棟看護師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、臨床検査技師	週1回
24	看護部	指示・指示受け検討会	医師の指示が正確に伝達・実施されるために、指示出し・指示受け業務について検討を行い、必要に応じて関連部署との調整を行う。	医療局長、診療部長、整形外科医師、看護部長、各病棟業務担当主任	随時
25	看護部	看護管理会議	看護部の方針、部門目標、看護業務遂行に関する事項(教育・業務・研究)の意思決定、センターの決定事項の伝達・報告、部内運営にかかわる具体的指示・伝達を行う。	看護部長、看護部副部長、看護師長、担当課長	月2回